

### 第3回・第4回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月27日（水）午後1時30分～4時30分
- 2 場 所 入間市役所 5階 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一  
委 員 企画部長 加藤 保夫、総務部長 田雑 弘章、市民生活部長 高山 勇、  
永瀬 久、小林 由利、田中 祥弘、  
所管課 自治文化課長 澤田 和也、主幹 根本 章、  
事務局 企画部次長 浅見 嘉之、企画課長 玉井 栄治、主幹 亀田 一生、  
副主幹 齋藤 謙次郎
- 4 欠席者 委 員 新野 貴之
- 5 対象施設 第3回 入間市産業文化センター  
第4回 入間市市民会館
- 6 議 事  
議 題
  - (1) 審議方法について
  - (2) 選定方法について
  - (3) 募集要項、業務仕様書について
  - (4) 採点方法について

#### (1) 審議方法について

委員長：審議方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：本日は第3回の選定委員会として、産業文化センターの選定方法を、第4回の選定委員会として市民会館の選定方法を決定するために開催しているものである。本来は第3回と、第4回は別々に開催するところだが、それぞれの施設は規模の違いはあるが同じようなホール機能を備えた文化施設として、関連性が深いことから、同時開催とし、両施設あわせて審議を行わせていただきたい。

委員長：第3回と第4回を同時に開催し、産業文化センターと市民会館の選定方法についてあわせて審議をしたいとのことであるが、意見や質疑はあるか。

委 員：同時開催とすることで何か問題はあるか。

事務局：問題はないが、選定方法の決議の際、それぞれの施設を所管する委員は別の施設の決議に参加できないことから、田中委員については、市民会館の選定方法の決議のみに参加いただきたい。所管する施設以外の部分について意見を述べていただくことはさしつかえないが、参考意見とさせていただく。

委員長：他にあるか。なければ同時開催としてよろしいか。

委 員：よろしい。

委員長：では、第3回と第4回を同時開催とし、両施設あわせて審議する。

(2) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」となっており、理由によっては非公募とすることもある。

委員の皆様には、産業文化センター及び市民会館の指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

ここで過去の経緯について説明する。産業文化センター、市民会館ともに指定管理者制度を導入したのは、平成18年4月になる。新規導入時の選定方法は、その他公募によらない方法をとることに相当の理由があるときとして、非公募による選定となった。その理由としては、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」において、「当該公の施設の管理運営を目的として市が主体的に設立した法人等を指定するとき。」及び「公共的団体に委託しており、平成18年度からの指定にあたっては公募への移行に関し条件整備が整わないと判断されるとき」に該当となったことによる。

次に、2期目の更新では、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」にある「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」に該当になったものである。産業文化センターについては平成5年から市民会館については平成6年から管理運営をしてきている実績と質の高い事業の提供や公演の多様性は、利用者からも好評を得ており評価できると認められ、2期目についても、非公募となり、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。3期目の更新においても施設管理の点が良かったこと、また第三者評価の結果も良かった点から2期目と同様に非公募となっている。なお、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」は、平成27年5月に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」が策定されたことにより、廃止となっており、今回が現在運用しているガイドライン策定後初めての選定ということになる。

委員長：続いて、所管課である自治文化課の公募非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：施設を所管する自治文化課が考える「入間市市民会館の選定方法」について説明する。

市内の文化施設である市民会館と産業文化センターは、平成18年度から公益

財団法人入間市振興公社が指定管理者としての管理運営を図っている。これまで振興公社は文化施設の指定管理者として、3期13年の期間、適切に市民の文化の向上と産業の振興を図ることで、本市のまちづくりの推進を担ってきた。振興公社が管理するホールを有するふたつの文化施設では、平成25年度から事業計画全体を通じて、グループ制導入によって組織内の横断的な協力体制が確立され、より効率的な運営を図っていることが評価できる。

入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条では、公募によらない選定方法をとることができるものとして「公募を行うことが適当でない」と認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき。」と規定している。

市民会館は、公共施設マネジメント事業計画の中で、今後の施設の在り方が検討されている。さらに、市役所及び市民会館・中央公民館の今後の方向性については、現在、市民との意見交換会を開催し再検討に取り組んでいるところであり、市民会館は「施設の在り方について検討中の施設」である。

市民会館のホールが使用できなくなった場合には産業文化センターのホールを代替施設として使用することから、これまで以上に産業文化センターの運営と連携を図る必要がある。

このことから、『指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン』に例示されている「施設の在り方について検討中の施設や近く廃止することとしている施設について、検討の結果が出るまで、または廃止になるまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合」に該当し、公募によらない方法をとることが、市民サービスの向上及び安定的な事業運営につながるものとする。

また、現法人の振興公社のこれまでの管理運営の実績や文化施設グループ制導入により連携した取組により、上質な文化事業と安定した施設管理が期待できると判断できるものである。このことから、非公募とすることが望ましいと考える。

次に「産業文化センターの選定方法」についての所管課の考えを述べる。振興公社が管理するふたつの文化施設では、事業計画全体を通じて、振興公社の文化施設グループ制導入によって組織内の横断的な協力体制が確立され、より効果的な運営を図っている。この取組が第三者評価でも高く評価されている。

具体的には、平成25年度から産業文化センターと市民会館を「文化施設グループ」と位置付け、両施設の情報共有やスタッフの人的交流によるサービスの向上、利便性の向上、効率的な運営、安心安全な施設の提供に努め、よりよい管理運営を行っている。

産業文化センターは、公共施設マネジメント計画において、市民会館ホール機能の代替施設として、長寿命化を図るため、今後大規模なホール等改修工事を計画しており、改修工事に伴い、概ね12ヶ月間以上の期間でホール利用が制限

されることから、代替施設との連携が求められている。市民会館ホールを代替施設と考えられることから、指定管理者相互の綿密な連携が必要となる。

また、ホール改修工事期間の自主事業運営ができないことから、市民会館と連携した文化事業の運営を図る必要も生じる。このようなことから産業文化センターの管理運営に両施設の連携が非常に重要になる。

現在、両施設を管理運営している振興公社は、文化施設グループ制導入により非常に高い成果を挙げていることから、継続した管理運営を期待したい。また、市民サービスの低下を最小限に抑え、相互連携による相乗効果も期待できることから、現行の指定管理者1社のみを候補として選定することが望ましいと考える。

選定の理由としては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例では、公募によらない選定方法をとることができるものとして「公募を行うことが適当でない」と認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき」と規定しており、

- ・ホール等の改修工事により12ヶ月間以上の利用制限がされること
- ・市民会館の管理運営と連携を図る必要があること
- ・当該団体に、連携等の取組を任せられる実績があること

などから、指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに例示されている「特別な事情がある場合」に該当するものとし、現行の指定管理者1社のみを指定管理者として選定すること、つまり、非公募とすることが望ましいと考える。

委員長：ガイドラインにおいて、指定管理者の選定については原則公募とするとあるが、所管課の説明によれば非公募による募集に該当するのではとの意見があった。公募にするか、非公募にするかについて意見をお願いしたい。

委員：所管課の意見を聞くと、市民会館についてはガイドラインの「施設の在り方について検討中の施設や近く廃止することとしている施設について、検討の結果が出るまで、または廃止になるまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合」に該当するとのことだが、そのガイドラインの考え方として事務局の意見を聞きたい。

事務局：現在、市では将来の公共施設の再整備や再配置に向けて、小中学校や公民館などの施設の統廃合や複合化の具体的な方向性を定める「公共施設マネジメント事業計画」、市役所及び市民会館・中央公民館の耐震化に関する「市役所整備計画」の策定を進めている。その中で、市民会館については、早急な耐震化が必要とされており、施設のあり方について検討中であることから、事務局として公募によらない選定方法、いわゆる非公募とすることができると考える。

委員：市民会館と産業文化センターについて、グループ制で連携しているとのことだが、メリットやデメリットについて、もう少し詳しく確認したい。

所管課：産業文化センターは、市民会館とのグループ制でのスケールメリットを活かして効

率的な管理運営に取り組んでいる。具体的には、1つめとして、事務の効率化と統一化による使用者の利便性を向上させていること。2つめとして相互支援と非常時の支援体制を取っていること。3つめとして両施設の共同事業により市民文化活動の機会を提供など、事業運営面のメリットが現れていること。4つめとして施設管理面のメリットとして、自主修繕のノウハウの共有ができること。それから5つめとして両施設の一括契約によるスケールメリットを活かした経費削減になっていることが挙げられる。また、業務委託等の発注を2つの施設あわせて行うことで経費の削減にもつながっている。

このようなメリットを生かして両施設はホールを有する市内の限られた施設として、上質な文化事業と安定した施設管理に取り組んでいる。特に近年両施設で連携して避難訓練コンサートを実施した。維持管理上の課題の共有化につながったとのことである。また、経費の削減については統括所長を配置することで、人件費等の削減につながったとのことである。

委員：産業文化センターについて、連携のメリットがよくわからなかったが、説明を聞き、それなら非公募でもいいのかなと理解できた。ただそうすると今後もずっと非公募になるのではないかと思うが、そのあたりはどうか。

委員：入間市には色々な団体があり、産業文化センターや市民会館を利用しているが、安全安心で快適に利用させてもらっている。今後も安全安心で快適に楽しく利用できるよう、施設管理者に勉強いただき、入間市の文化の発展につながるよう、今までの経験を活かすべく、今までの指定管理者に継続して管理をお願いしたいことから非公募による募集がいいと思う。

委員：市民会館については、公共施設マネジメント計画の中で来年3月までに方向性を出すということで、現在各地区を回って説明会等開催している。市民会館の方向性が決まれば、今回の非公募の理由である「施設の在り方について検討中」については、今回限りになるのではと考える。

さきほどの説明の中で産業文化センターの工事があるとのことだが、工事の時期や期間は決まっているのか。

所管課：産業文化センターのホールの改修工事を予定しており、現在実施設計をしている。

9月が納期となっており、その成果によって工事に移行する。中間報告によれば、ホール等の改修バリアフリー改修も含め、12ヶ月から14ヶ月の工期予定となっている。いつから工事に着手するかは未定となっている。

委員：産業文化センターについては特別な事情による非公募とのことだが、今後もこの特別な事情により、非公募になってくるのではという心配がある。

事務局：今回のケースについては、両施設においてホール機能が備わっていること、ホールの改修が予定されていること、さらに市民会館を代替施設とする、という点から特別な事情にあたるかと考える。何でも特別な事情にあてはめるという考えはな

い。

委員：場所的にも近いしメリットも多くあるというのがわかった。ただ、昨年、非公募とした他の施設でのプレゼンテーションの時に、ある委員が別の団体のプレゼンテーションも見てみたかったと発言されていたのが印象に残っている。競合になることで、色々な企業努力で様々な提案がされると思うが、1社になってしまうとそういう部分が欠けてしまう懸念はある。

委員：産業文化センターを公募にして、別の団体が指定管理者になった場合、どのような弊害、デメリットがあるか考えるか。

所管課：連携が図れないことが考えられる。連携を図れないことによるマイナス点として、今まで可能であった繁忙期の窓口対応への連携ができなくなることや、グループ制による人的交流がなくなることで経費削減が期待できないこと、また施設利用は、使用する月の6箇月前から予約が可能であるが、改修工事に対する利用施設の振替調整や団体との連携等、細かい調整が図れなくなるのではと考えている。そのことで業務の引継ぎの不備となり利用者への調整が滞り、結果として利用者サービスの低下となることが考えられる。

委員：産業文化センターのホールの改修により、市民会館を代替施設とするということだが、市民会館においても各種事業を実施していることから、市民会館の支障にはならないか。

所管課：平成29年度の実績で見ると、産業文化センターのホール部分の利用件数は年間240件、利用者数が55,896人となり稼働率49.3%となっている。市民会館については、年間195件、利用者数69,670人で稼働率48.3%となっている。両施設のホール収容人数や利用料金は異なるため、すべての利用者がスライドできるとは考えにくいですが、運用上の支障はないと考えている。また、他市の施設を活用することも検討する必要があると思うが、他市のホールについても同じような余剰状況であるか考える。

委員：市民会館も改修や廃止等が決まっていないということであるが、座席数も異なる産業文化センターのホールを代替施設としてみているのか。

所管課：市民会館は1,000席規模のホール、産業文化センターが442席のホールということで、満員のイベントとなると席数の違いから難しいとは思いますが、400席程度のイベントであれば代替施設とすることができると考える。あとは、成人式のように同じ日の開催回数を増やすなどして対応することも可能と考えている。そのことで新たなメリット等も見えてくるのではと考えている。

委員：産業文化センターについても、ホール等の大規模改修を予定している点、またホール等改修に並行して他の部分も改修する大規模改修工事の計画もあったことなどから、広い意味では「施設の在り方について検討中」による非公募の理由にも該当し、さらに「特別な事情」にも該当すると見ることはできないか。

事務局：委員の言うような面もあるのではと考える。

委員：現在の指定管理者への評価、例えば第三者評価や利用者の声などがわかれば教えて欲しい。

所管課：市民会館の利用者アンケートについては、昨年9月に実施した。接遇の点で満足している方が9割、施設管理の面で安全と答えている方が8割、清掃の点で9割の方から清潔との回答を得ている。また、利用者意見として、「利用者から親しまれていることがわかった」、「柔軟な発想で利用者のための施設運営をしていることがわかった」、などの意見があった。産業文化センターについても、接遇で8割が良い、施設管理でも8割が安全、清掃についても9割が清潔との結果であった。利用者意見としては、「職員の親切な対応が、また利用したいと思わせる」、「市民にとっても貴重な施設なので大切に利用していきたい」などの意見があり、どちらの施設についても良好な意見が多かった。第三者評価についてだが、資料があるので配布しても良いか。

委員長：よろしい。

所管課：第三者評価については、今年の2月から5月にかけて、指定管理者による自己評価やアピールを踏まえ、第三者評価機関による各種書類の内容確認、現地調査、ヒヤリング等を実施した。その結果、市民会館、産業文化センター両施設ともほとんどの項目で「優れている」との評価であった。特に災害時の対応、関係団体・地域との連携の点が大変優れているとの評価であった。評価機関の総括の中では両施設が連携して新しい企画案を発案していること、研修プログラムを全施設の職員が受講していること、緊急対応マニュアルが整備されていること、地域や公民館などでアウトリーチ事業を実施し地域が喜んでいることなどが、特に良い点として挙げられている。

委員長：第三者評価の結果について意見や感想があるか。

委員：関係団体との連携調整が大変優れているとのことである。公募であっても非公募であっても、このような第三者評価等の結果もセットで考えるべきと思うので、確認できてよかった。

委員：両施設とも自己評価も第三者評価も同じ結果になっている。施設の特徴や目的が見えにくくなってしまっていて、第1ホール、第2ホールのようになっているのではないか。別目的で建てられた施設なので、仕様書等でしっかり区別する必要があると感じた。

所管課：それぞれの特徴を生かして事業実施をしているということで、これまでの実績が評価できる結果になっていると思う。今回の結果を踏まえ、改めて両者で共有していきたいと思っている。

委員長：他に意見がなければ、公募にするか非公募にするかを決定したいと思う。まずは市民会館について、「施設の在り方について検討中の施設」という理由から非公

募に該当するというので議論をしてきたが、委員の意見を踏まえると非公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では市民会館については、非公募とする。次に産業文化センターについて、ホールの代替施設など市民会館と一体として連携が必要ということで、「特別な事情がある場合」に該当すると判断し、非公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では産業文化センターについても非公募とする。

### (3) 募集要項について

所管課：最初に資料４－１市民会館募集要項案について説明する。

はじめに１として「指定管理者制度導入の目的」。

次に、２「施設の概要」の「基本方針」として、次のことを記載している。市民会館は公の施設であり、産業の振興及び市民の文化的向上と福祉の増進を図るために設置されたものである。その設置目的を踏まえ、安全確保を第一とし、適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行い、市民の信頼に応える必要がある。また、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す必要がある。加えて、文化施設を中心とした公共施設と連携し事業運営をすることが必要である。この「基本方針」に基づき法人ならではの提案を期待する。

次に３「管理基準」として、開館時間や休館日、個人情報保護等について記載している。また、「業務内容」や「経費に関する事項」について記載した。「指定管理料」については、平成３１年度から３５年度までの上限額を示しており、消費税の引き上げを想定した金額としている。詳細については年度協定書において決定する。また、「指定期間」や「指定管理者と市との業務役割分担」についての記載や、「指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項」を記載した。また、「特記事項」として、維持管理運営業務等を一定期間休止する場合には、指定管理業務及び基本協定書の内容について、指定管理者と協議の上、変更することがあることを明記した。また、産業文化センターホールの改修工事に伴い、多くの利用者が市民会館を代替施設として使用する。そのため双方の施設管理者で貸し出しに関する調整を行うことについて記載した。

４「申請手続」として、「応募資格」や「提出書類」について、特に⑨市民会館の管理運営に係る事業計画書として（ア）基本方針から（キ）その他の提案について、までの具体的な内容について提案をしていただく。次に「募集要項の配布」として手続の今後の予定を示した。

５「指定管理者の指定等」として、「審査基準」や「審査のポイント」につい

て記載した。また、「審査項目」として、審査項目の一覧と併せ、各配点を明記した。配点の合計点は300点を満点としており、特に「利用者サービスの向上」、「自主事業の内容や地域に密着したサービスの考え方」、「市との連絡調整に関する体制」、「客席を有する産業文化センターとの連携及びホールの代替等の調整対応」、「広報・誘客事業の内容と、その取組」について配点を高く設定している。この審査項目に沿って審査いただき、最低基準点を210点以上とさせていただいた。

次に業務仕様書（案）について説明させていただく。2「管理運営に関する基本的な考え方」として、13項目にわたって記載した。特に市民会館の設置目的に資するような適切な管理運営、市民の平等利用、利用者にとって快適な施設、文化施設を中心とした公共施設との連携について、重点をおいている。また8「業務内容」としては、市民会館のホール等の使用の許可に関する業務及び使用料の徴収に関する業務、市民会館の維持管理に関する業務、市民会館の事業運営に関することを詳細に記載した。9「経費等について」では、予算の執行等について、人件費等は収支計画書に基づき別途協定書に定めた予算額以内に執行することや、修繕費の支出は1件130万円以下を対象とし、協定書で定めた予算額以内にする、光熱水費と修繕費を併せた金額に残金が発生した場合は市に返還することを記載している。そして、12として「業務を実施するにあたっての留意事項」、13で「業務の評価」について記載した。

次に産業文化センターの募集要項（案）について説明する。基本的に作りは市民会館と内容が同一であるため、産業文化センターに特化した部分についてのみ説明させていただく。

3「管理の基準」の「特記事項」として、センターホール及び附属するトイレの改修工事を計画していること、改修工事着手にあたって、ホール及び附属するトイレが使用できなくなるため、改修工事期間は、ホール及び附属トイレに関する業務委託は実施しないこと、また、ホール改修工事に伴い多くの利用者が使用できなくなるため、市民会館のホールを代替として、速やかに使用できる調整を行うことについて記載した。

5「指定管理者の指定等」の審査項目についても、市民会館と同様の審査項目、配点項目となっており、300点満点で最低基準点は210点以上としている。

続いて産業文化センターの仕様書（案）について説明するが、募集要項（案）と同様に産業文化センターに特化した部分についてのみ説明する。

8「業務内容」のセンターの事業運営に関することとして、市民の芸術文化活動の発表・創造的活動のための場の提供、市民に対する演劇、音楽等の芸術文化の鑑賞機会の提供として、規模に見合った様々な公演を積極的に誘致することなどを載せている。それ以外については市民会館と同様の記載である。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。

委員：細かい誤字脱字については、修正いただくとして、市民会館の募集要項の基本方針に「産業の振興及び市民文化的向上～」とあるのは、産業文化センターのことではないか。

所管課：訂正する。

委員：応募資格の中に労働保険料を滞納していない団体とあるが、労働保険料だけでなく社会保険料についても記載すべきではないか。また、滞納だけでなく、社会保険料に加入しなければならないのに加入していない法人は認めないなどの対応をしたほうがいいのではないか。次に、審査項目の「雇用及び労働条件」について、労働時間と健康管理のみ記載されているが、賃金についても記載すべきと考える。

事務局：応募資格については、ガイドラインにおいて申請制限について決めており、今後ガイドラインの改訂を検討する。

所管課：審査項目については、賃金を追記する。

委員：修繕費について、募集要項では年間205万円とあり、仕様書には1件130万円以下とするとあるのは、130万円以下の修繕を205万円までできるということでしょうか。

所管課：205万円は年間の修繕費の予算額であり、130万円以下は指定管理者が自ら修繕する上限額のことであり、委員のお見込みのとおりである。

委員：120万円の工事を2件実施したい場合はどうするのか。

所管課：予算が205万円であるため、予算を超えない範囲で修繕をしてもらうことになる。

委員：産業文化センターと市民会館で修繕費の額が異なるのはなぜか。

所管課：施設の特徴に応じて金額を決めているため、金額が異なる。

委員長：他になければ、今指摘された箇所については訂正するとして、所管課で示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

#### (4) 採点方法について

事務局：募集要項にて定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～8を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当する

か否かを施設所管課と事務局で確認する。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とする。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割以上の210点以上とする。

そのため、非公募により1社であっても、点数が最低基準点に達しない場合には選定されず、その場合には公募を行う。

委員長：事務局案に対して意見はあるか。

委員：満点はあくまで300点で、配点をどこか上げた場合には、他のどこかを下げることか。

事務局：そのとおりである。過去の審査では、施設ごとに満点が異なるということもあった。逆にそれがわかりにくいという意見もあったことから、せめて同じ年度に審査するものについては、満点を統一したほうがわかりやすいという事務局の検討もあり、統一しているものである。

委員長：他にあるか。なければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。

委員長：では採点方法については事務局案とする。

他に何か確認しておきたいことはあるか。

委員：参考として聞くが、非公募でも公募でも最低基準点は変わらないのか。

事務局：ガイドライン上では配点合計の7割以上としているため、選定委員会の中でそれ以上に決定することもできる。ただし、上げるとすれば何割上乘せればよいかの根拠も必要になると考える。

委員：非公募となった場合の最低基準点について、上乘せ分も含め今後検討する必要があると考える。

事務局：ガイドラインの改訂に合わせて検討していく。

## 7 その他

次回の日程について

募集要項等の配布 7月11日～8月17日

応募者に対する現地説明会 非公募となったため実施しない。

応募者からの質問受付 7月24日～8月6日

申請書受付 8月20日～8月31日

提案者によるプレゼンテーション 9月26日（指定管理者候補選定委員会）

以上